

# 地域医療支援病院の見直しについて

# 地域医療支援病院制度について

## 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

## 役 割

- 紹介患者に対する医療の提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

## 承認要件

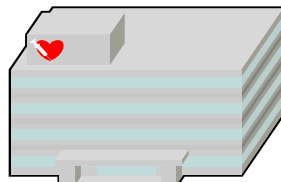
- 開設主体:原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること(紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成すること が見込まれる場合を含む。)
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

※承認を受けている病院(平成23年3月末現在) ... 340病院

# 地域医療支援病院の役割

## 地域医療支援病院

- 原則として、いわゆる紹介外来制を実施。
- 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を実施。このため、集中治療室等の整備、救急用自動車等の配備、通常の当直体制のほかに医師等を確保。
- 地域の医師会等医療関係団体の代表、都道府県・市町村の代表、学識経験者等で構成する委員会を開催し、病院運営等について審議。



## 地域医療の確保を支援

・協議会への参画

地域医療対策協議会を設置し、医師確保対策等を定め、公表

## 都道府県・保健所



- 地域医療体制の確保
- 医療機関の選択に資する情報の提供を支援
- 地域保健に関する思想の普及・向上

## 機能分化・連携

- ・患者の意思を確認した上で逆紹介を推進
- ・地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施
- ・在宅医療の支援(提供者間の連携の支援、在宅医療に関する情報の提供など)

- ・患者の紹介
- ・医療機器、病床等の共同利用

・居宅等での療養の支援(在宅医療に関する情報の提供など)

- ・かかりつけ医等からの紹介受診
- ・救急受診

## 他の病院・診療所等



○患者に、より身近な地域での医療の提供

・一般的な入院診療、外来診療、往診、訪問診療等

## 患者・地域住民



○国民自らの健康の保持増進のための努力

# 医療施設体系のあり方に関する検討会における指摘事項

～「これまでの議論を踏まえた整理」(平成19年7月)から～

## 地域医療支援病院関係

(求められる機能、地域の医療連携体制の構築を図る上で果たすべき役割)

- 紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供等の役割については、急性期医療を担う病院であれば一般的な機能であることも念頭に置きながら、地域医療支援病院にふさわしい新しい姿・要件を考える必要。
- 地域医療支援病院の姿・要件を考えるにあたっては、各都道府県が主要な疾患・事業に係る医療連携体制を記載した医療計画を策定する状況の中で地域医療支援病院が果たすべき機能・役割の多様性、地域の特性・実情を踏まえたあり方について、目的の明確化が必要という視点も踏まえつつ、検討が必要。
- 地域での医療連携を推進する観点から、特に救急医療の提供等に一層取り組むとともに、以下のような役割を果たすべきとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域連携をする医療の拠点、連携に関する情報提供のセンター機能
  - ②訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理等在宅医療のバックアップ機能
- 未整備の二次医療圏が多数ある一方で、複数存在する二次医療圏もある。概ね二次医療圏に1つという発想を改め、地域の実情に応じて整備を図るよう考え直すべきとの指摘があり、対応が必要。

(承認要件のあり方)

- 地域における医療連携体制の構築を図るため、例えば、以下の項目について、承認要件への位置付けや取組の一層の強化を求めているかどうかとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域の医師確保対策への協力
  - ②在宅療養支援診療所との連携
  - ③地域連携パスへの取り組み
  - ④医療連携、特に退院調整機能、退院時支援機能の構築
  - ⑤精神科救急・合併症対応等地域の精神科医療等の支援
- 紹介率のあり方については、見直しが必要との指摘があり、更に具体的な検討が必要。

(評価)

- 地域医療支援病院が求められる機能・役割を十分果たしているかどうかにつき、その評価のための指標を含め、検討が必要。

(施設類型の必要性)

- 地域の特性・実情に応じて果たしている個別の機能・役割を評価していく方向で考えるべきであり、地域医療支援病院という施設類型は必要ないのではないかとの意見あり。

# これまでの地域医療支援病院に関する委員の主な御意見


## 1. 地域医療支援病院のあり方について

### 【医療部会でのこれまでのご意見】

- 「地域医療支援病院」である以上、当初の趣旨に沿って承認要件を見直し、かつ地域的にも偏在がないようにすべきではないか。また、承認要件を見直した上で、真に必要な病院機能に対してのみ、診療報酬財源を投入すべきではないか。(横倉委員⑱)
- 承認要件を緩和してでも、二次医療圏に1つずつは、最も地域医療を支援している病院を地域医療支援病院として認めてよいのではないか。(邊見委員⑱)
- 病院の果たす役割、診療所の果たす役割を見直す必要がある。その中で、地域医療支援病院は、その病院でしかできない検査を地域の病院が共有するという趣旨などがあったが、各種診断装置がいろいろなところに配置されていると、地域医療支援病院のそもそもの理念がどうなっているのか。機能分化を更に進めていくためにはどうあらねばならないのか検討が必要。(齋藤(訓)委員⑭)

### 【医療施設体系のあり方に関する検討会における指摘事項】

- 紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供等の役割については、急性期医療を担う病院であれば一般的な機能であることも念頭に置きながら、地域医療支援病院にふさわしい新しい姿・要件を考える必要。
- 地域医療支援病院が求められる機能・役割を十分果たしているかどうかにつき、その評価のための指標を含め、検討が必要。
- 地域の特性・実情に応じて果たしている個別の機能・役割を評価していく方向で考えるべきであり、地域医療支援病院という施設類型は必要ないのではないかと意見あり。



地域医療支援病院については、期待される機能自体は現在の医療提供体制においても必要とされるものであり、現在の状況に合わせた機能強化等を図ることが適当ではないか。

## 2. 外来機能について

### 【医療部会でのこれまでのご意見】

- 全ての医療圏に地域医療支援病院を設置すべきと思うが、承認要件は、紹介外来制を置くなど外来機能のあり方について十分な検討が必要。(横倉委員⑱)
- 外来と入院の患者数比率を要件とするやり方は1つの考え方としてある。(尾形委員⑱)
- 救急搬送の受入実績などを要件として組み込んでいくべき。(光山委員⑱)
- 地域の病院と診療所の連携をしていかなければならない。連携には「前方連携」と「後方連携」がある。前方連携では、紹介のあった患者をいかに受け入れるかというのは地域医療支援病院の当たり前の機能であり、最も重要なのは救急医療。地理的範囲の中で救急がきっちりと受けられるということは評価すべき。(相澤委員⑱)

### 【医療施設体系のあり方に関する検討会における指摘事項】

- 紹介率のあり方については、見直しが必要との指摘があり、更に具体的な検討が必要。



機能分化とそれによる適切な医療の推進という観点から、地域医療支援病院の外来紹介率の要件等について見直してはどうか。


### 3. 地域における連携等について

#### 【医療部会でのこれまでのご意見】

- ITの促進による情報連携は今後不可欠なものであり、どのような情報を流していくのかを考えることが大切。地域医療支援病院が拠点となり、情報を上手に流通、活用していくことが必要。(光山委員⑱)
- 地域の医療を支援するのであるから、例えば調剤薬局の方々、訪問看護の方々、福祉施設で働いている看護の方々もきっちり研修をするという機能を持ってもらうことが必要。(相澤委員⑱)
- 患者が暮らす地域での生活移動の範囲で、適切なケアを受けられる体制を整えつつ、患者を地域医療支援病院から移行させることが、これからさらに重要になるのではないか。退院調整機能の強化が論点に入るべきではないか。(齋藤(訓)委員⑱)
- 地域の病院と診療所の連携をしていかなければならない。後方連携は患者を紹介していく機能であり、かかりつけ医だけでなく、中小病院や福祉との連携が必要。後方連携の窓口を持ち、どのくらい機能しているかを評価するべき。(相澤委員⑱)

#### 【医療施設体系のあり方に関する検討会における指摘事項】

- 地域医療支援病院の姿・要件を考えるにあたっては、各都道府県が主要な疾患・事業に係る医療連携体制を記載した医療計画を策定する状況の中で地域医療支援病院が果たすべき機能・役割の多様性、地域の特性・実情を踏まえたあり方について、目的の明確化が必要という視点も踏まえつつ、検討が必要。
- 地域での医療連携を推進する観点から、特に救急医療の提供等に一層取り組むとともに、以下のような役割を果たすべきとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域連携をする医療の拠点、連携に関する情報提供のセンター機能
  - ②訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理等在宅医療のバックアップ機能
- 未整備の二次医療圏が多数ある一方で、複数存在する二次医療圏もある。概ね二次医療圏に1つという発想を改め、地域の実情に応じて整備を図るよう考え直すべきとの指摘があり、対応が必要。
- 地域における医療連携体制の構築を図るため、例えば、以下の項目について、承認要件への位置付けや取組の一層の強化を求めてはどうかとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域の医師確保対策への協力
  - ②在宅療養支援診療所との連携
  - ③地域連携パスへの取り組み
  - ④医療連携、特に退院調整機能、退院時支援機能の構築
  - ⑤精神科救急・合併症対応等地域の精神科医療等の支援



地域医療支援病院について、地域医療の確保を図るという観点から、他の医療機関との連携のあり方等について評価することとしてはどうか。

## ■論点

- 地域医療支援病院に期待される役割自体は、現在の医療提供体制においても必要とされるものであり、こうした役割・機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について、見直すこととしてはどうか。